

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊通指第96号

令和3年3月26日

非常通報装置の設置及び運用要領の制定について（通達）

非常通報装置の設置及び運用については、これまで「非常通報装置の設置及び運用要領の制定について（通達）」（平成29年12月15日付け熊通指第550号）に基づき行ってきたところであるが、この度、行政手続における押印廃止の推進や業務の合理化等諸事情から見直しを行い、新たに「非常通報装置の設置及び運用要領」を別添のとおり制定し、令和3年4月1日から施行することとしたので、関係所属は事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

別添

非常通報装置の設置及び運用要領

1 趣旨

この要領は、非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより警察本部生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）に送信するための装置をいう。以下同じ。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている次に掲げる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令課における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置する。

(1) 金融機関

銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、証券会社、保険会社等

(2) 国又は地方公共団体が設置する施設その他の公共的施設

学校、病院、児童福祉施設等

(3) 重要防護対象施設

空港その他の重要施設及び警衛、警護対象者の官・公・私邸等

(4) その他警察本部長が必要と認めた施設

銃砲、火薬類等の危険物取扱施設など前記(1)から(3)に準じた取扱いを必要とする施設

3 非常通報装置の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) センサー等による感知により自動的に通報する装置ではないこと。

(2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。

(3) 通信指令課において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができること。

(4) 上記(3)の発信地を確実に特定するために、一の非常通報装置の発信電話番号は単一の施設専用とし、他施設との共用をしないこと。

(5) 通信指令課において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。

(6) 前記(1)から(5)に掲げるほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

4 申請及び承認

(1) 設置の申請

ア 非常通報装置を設置する者（以下「設置者」という。）は、非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）が前記2の施設に、非常通報装置が前記3の要件にそれぞれ適合するものであるかどうか、申請の前に通信指令課の確認を受けるものとする。

イ 設置者は、確認を受けた後、設置施設の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）を経由して警察本部長に申請するものとする。

ウ 前記アの申請は、次に掲げる書類1部を提出して行うものとする。

(ア) 非常通報装置設置申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）

(イ) 非常通報装置設置施設付近見取図（別記様式第2号。以下「見取図」という。）

(ウ) 非常通報装置配置図（別記様式第3号。設置施設の平面図に非常通報装置の本体、非常用押しボタン、発報確認ランプ、逆信受理電話機及び付加装置の取付位置を表示したもの。以下「配置図」という。）

(エ) 誓約書（別記様式第4号）

(2) 申請を受理したときの措置

ア 管轄署長は、前記(1)の申請を受けたときは、提出された前記(1)のウに掲げる書類（以下「申請書等」という。）の写しを作成後、写しは自署で保管し、申請書等の本版については、速やかに警察本部生活安全部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）を経由して警察本部長に送付するものとする。

イ 管轄署長は、非常通報装置の設置状況等所要の現場調査及び改善点等あれば必要な指導を行った後、非常通報装置設置に関する調査書（別記様式第5号。以下「調査書」という。）を作成し、通信指令課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(3) 設置の承認

ア 通信指令課長は、管轄署長の報告に基づき、当該申請が前記2の施設に該当し、かつ、前記3の要件を満たすことを確認するとともに、設置の必要性等について警察本部長の承認を受けるものとする。

イ 警察本部長は、非常通報装置の設置を承認したときは、非常通報装置設置承認書（別記様式第6号。以下「設置承認書」という。）1部を管轄署長に送付する。

ウ 管轄署長は、設置承認書の送付を受けたときは、速やかに設置者に設置承認書に記載された承認条件を厳守するよう指示し、設置承認書を交付するものとする。

(4) 設置の不承認

警察本部長は、非常通報装置の設置を承認しなかったときは、申請書の備考欄に理由を付して申請書等とともに、管轄署長を経由して設置者に返却するものとする。

5 開通試験

設置者は、非常通報装置の設置後速やかに、警察本部長の指示に従い、開通試験を行うものとする。

6 申請書記載事項の変更及び非常通報装置の廃止

(1) 機器の形式及び設置施設の変更

設置者は、承認されている非常通報装置の機器の形式及び設置施設を変更（移転等により所在地が変わる場合及び所在地は同一であっても、店舗建て替え等により建物の形状が変わり、非常用押しボタン等の配置が変わる場合等）するときには、新たに前記4の(1)の申請を行うものとする。

(2) 上記以外の変更

ア 設置者は、承認されている事項のうち、前記(1)以外の事項を変更するときには、事前に通信指令課へ連絡し調整を行った後、速やかに非常通報装置変更届（別記様式第7号。以下「変更届」という。）1部を管轄署長を経由して警察本部長に提出するものとする。

なお、変更後は、速やかに通報試験（テスト）を行い、正常に作動するか確認を行うこと。

イ 管轄署長は、設置者から提出された変更届の写しを作成後、写しは自署で保管し、本版を通信指令課長を経由して警察本部長へ送付するものとする。

(3) 非常通報装置の廃止

ア 設置者は、非常通報装置を廃止したときは、速やかに非常通報装置廃止届（別記様式第8号。以下「廃止届」という。）1部を管轄署長を経由して警察本部長に提出するものとする。

イ 管轄署長は、前記廃止届の写しを作成し、自署で保管中の申請書等とともに、行政文書管理規定に従い、処理するものとする。

(4) 非常通報装置による誤報時の措置

設置者は、非常通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上、非常通報装置誤報等措置報告書（別記様式第9号。以下「誤報報告書」という。）を管轄署長を経由して警察本部長に提出すること。

なお、管轄署長は、設置者から提出された誤報報告書の写しをとる必要はなく、当該誤報報告書本版を通信指令課長を経由して警察本部長へ送付するものとする。

7 遵守事項及び指導に従わない場合の措置

(1) 設置者の遵守事項

設置者は、次に掲げる事項について遵守するものとする。

ア 設置施設ごとに運用責任者を置き、非常通報装置の運用に係る事務を行わせるとともに、非常通報装置の設置及び運用、その他設置施設の防犯・安全確保に関して警察本部長又は管轄署長が行う指導に従わせること。

イ 非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講じるとともに、非常通報装置の構造等について十分な知識を有する者の保守点検を定期的に受け、その結果を記載した書面を保管しておくこと。

ウ その他設置承認書裏面の非常通報装置取扱上の注意事項を遵守し、適正な運用に努めること。

(2) 指導に従わない場合の措置

警察本部長は、設置者又は運用責任者（以下「設置者等」という。）が、非常通報装置の設置及び運用、その他必要な指示に従わないときは、設置者に対し、当該装置の廃止を求め、設置者がこれに従わないときは、当該装置に対応することができない旨を通知する。

8 設置及び運用上の留意事項

(1) 通信指令課長及び管轄署長は、設置者等に対し、非常通報装置の設置及び運用その他防犯・安全確保に関して警察本部長又は管轄署長が行う指導に従うよう、前記4から7までの手続等について、あらかじめ十分に説明するものとする。

(2) 通信指令課長及び管轄署長は、非常通報装置に係る申請の内容が最新の情報に更新されているかなど、非常通報装置の設置状況をその都度確認し、不具合な点があったときは、是正するよう設置者等に対し指導するものとする。

(3) 通信指令課長は、非常通報装置による通報及び誤報等の件数等、非常通報装置の運用状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないかなどについて検証するものとする。

9 保管すべき書類の整理

通信指令課長及び管轄署長は、非常通報装置設置者名簿（別記様式第10号）を作成し、非常通報装置の設置に関して保管すべき書類に変更等があった都度、整理しておくものとする。

10 経過措置

従前の非常通報装置及びこれに相当する装置は、本通達の非常通報装置として取り扱うものとし、従前の取扱いを変更する必要がある点については、速やかに必要な措置を講じるものとする。

11 警察署長の事務専決

管轄署長は、8の(1)、(2)及び9の事務については、地域担当課長に行わせることができるものとする。

※ 別記様式（略）